

株主の皆様へ

(第103期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第103期 報告書

2022年4月1日～2023年3月31日

◎丸三証券株式会社 (証券コード：8613)

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、第103期（2022年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

取締役社長 菊地 稔

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進んだことから、緩やかながら改善が続きました。個人消費は各種政策による押し上げ効果もあり、回復しつつあるほか、企業の設備投資も脱炭素化、デジタル化の推進などを背景に概ね持ち直しの動きが続きました。一方で、世界的な物価高により欧米中央銀行が金融引き締めを加速したことで、世界経済の減速感が強まったことなどから、わが国の輸出も弱含みで推移し、国内の生産活動も伸び悩む状況が続いています。

日経平均株価は、円安や経済活動再開による企業業績の回復期待が下支えとなったものの、米国のインフレ抑制に向けた金融引き締めや、中国の景気先行き懸念などで一進一退の動きとなりました。

このような環境の下、当社の株式営業は、先端ロジックやパワー半導体に関連する分野で高い競争力を持つ半導体関連銘柄を中核に、収益体質の改善を背景に株主還元を強化する局面に入っている好配当銘柄、EV関連や再生可能エネルギー関連などの脱炭素社会の実現に貢献する銘柄などの選別および情報提供に注力しました。しかし、欧米等の中央銀行が金融引き締めへ転じる中、積極的な売買が手控えられたことなどから、株式受入手数料は前期と比べて減収となりました。

投資信託の募集営業におきましては、米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド、中長期的な利益成長が期待される日本のオーナー企業へ投資するファンド、割

安で好配当が期待される株式に投資するファンドなどの販売に注力しましたが、募集手数料は前期比減収となりました。また信託報酬も期中平均残高が減少したことから、前期比減収となりました。

これらの結果、連結経常利益は8億52百万円と前期と比べて減益となりました。また、当期の配当金につきましては、1株当たり中間普通配当を5円とさせていただきますが、1株当たり期末普通配当は7円とさせていただくことをご提案申し上げる次第です。

当社は昨年7月19日付にて、オンライントレード部門である通信販売部に係る事業を、会社分割の方法により、岡三証券株式会社に承継いたしました。これにより経営資源を主力の対面営業に集中させ、「お客様本位の業務運営への取組方針」の実践に一段と注力し、株式営業、投資信託の募集営業を通じた質の高い情報提供と、お買い付け後のフォローにより、お客様満足度の向上を図ってまいります。また、最終年度を迎える「第四次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、営業基盤をより強固にしていく所存です。更に内部管理態勢および法令遵守態勢を一層強化し、当社の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月

経営理念

1. 自由で民主的な高度福祉社会の建設

我々は、自由で民主的な社会において、人間がその持てる力を最大限に発揮できるものと信ずる。

自由で秩序ある市場機構によってこそ、経済的繁栄があり、社会正義の実現とより高度な福祉社会の建設が可能になると確信する。

2. 社会的責務の遂行

我々は、長期の産業資本および公共資本の調達と、国民金融資産の運用を通じて社会の健全な発展に貢献する。

3. 顧客に対する奉仕の心

我々はいついかなる場合にも顧客に対して奉仕する心を失うことのないよう誓うものである。

4. 自主独立の精神と証券市場の発展

証券業を通じて社会に貢献するためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが基本である。

我々は企業の主体性を確立し自主独立の精神に徹することが証券市場の健全な発展に寄与するものと確信する。

5. 全員参加の経営

我々は、社員の一人一人が経営に積極的に参加していくことにより企業の発展と社会的責任の遂行が可能になるものと確信する。我々は、社員全員が共に考え、共に行動することをモットーとする。

6. 企業の発展と福祉の向上

企業の継続的発展と社員の福祉の源泉は生産性の向上にある。

我々は生産性の向上を通じて働きがいのある職場を自ら創り上げ、全社員の福祉を増大することに努める。

目次

株主の皆様へ	1
--------	---

事業報告

1 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	3
2 株式に関する事項	13
3 新株予約権等に関する事項	14
4 会社役員に関する事項	16
5 会計監査人の状況	24
6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	25
7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要	28
8 株式会社の支配に関する基本方針	30

計算書類

連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
連結株主資本等変動計算書	34
連結注記表	35
貸借対照表	45
損益計算書	46
株主資本等変動計算書	47
個別注記表	48

監査報告	41, 43, 51
------	------------

参考情報

連結キャッシュ・フロー計算書	53
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され経済活動の正常化が進んだことから、緩やかながら改善が続きました。一方で、世界的な物価高により欧米中央銀行が金融引き締めを加速したことで世界経済の減速感が強まったことなどから、わが国の輸出も弱含みで推移し、国内の生産活動も伸び悩む状況が続いています。

このような環境の下、当社グループの業績は、株式委託手数料および投資信託募集手数料などの減収により、連結経常利益は8億52百万円（前期比76.6%減）となりました。

【株式部門】

当期の株式市場におきましては、為替の円安進行や

日経平均株価および売買高・売買代金



経済再開による日本企業の業績回復への期待に加え、米インフレ懸念が一旦後退したことなどから戻りを試す展開となり、日経平均株価は8月に一時2万9,000円台を回復する場面がありました。しかし、その後は米金融引き締め長期化および日銀の政策修正に対する警戒や欧米の金融システム不安の高まりなどを背景として、一進一退の展開が継続しました。中国によるゼロコロナ政策の撤廃や国内企業による賃上げ機運の高まりといった好材料も浮上しましたが、上値を押し上げるには至らず、日経平均株価は8月後半以降、2万5,000円台から2万8,000円台の水準で推移するレンジ相場が継続しました。

このような環境の下、当社の株式営業は、先端ロジッ

ク半導体やパワー半導体に関連する分野で高い競争力を持つ半導体関連銘柄を中核に、収益体質の改善を背景に株主還元を強化する好配当銘柄、EV（Electric Vehicle）関連や再生可能エネルギー関連などの脱炭素社会の実現に貢献する銘柄、AIやクラウドなどのデジタル技術やデータ活用を通じた事業変革を支援するDX（Digital Transformation）関連銘柄の選別および情報提供に注力しました。

引受業務につきましては、新規上場準備中の企業に対するマーケティング、情報提供および関係構築に注力、さらに当社の独自性や強みを訴求することにより、新規上場企業16社、既上場企業1社の株式引受けを行いました。

受入手数料



株式受入手数料



しかし、世界的にインフレが高進し、各国の中央銀行が金融引き締めへ転じる中、積極的な売買が手控えられたことにより、株式受入手数料は42億69百万円（前期比33.2%減）となりました。

【債券部門】

当期の債券市場におきましては、期初0.205%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）は、欧米の中央銀行がインフレ抑制へ向け金融引き締め姿勢を続けたほか、日銀が長期金利の許容変動幅を拡大したことを受け、1月中旬に0.545%まで上昇しました。その後、植田次期日銀総裁が大規模金融緩和を継続する姿勢を示したことを受けて0.230%まで低下しましたが、

イールドカーブ・コントロール政策が修正・撤廃されるとの見方も根強く、当期末は0.320%となりました。

このような環境の下、債券の募集・売出の取扱高は287億円（前期比10.9%減）となりましたが、個人向け社債の発行が増加したことなどで債券受入手数料収入は93百万円（同1.9%増）となりました。また、評価損益の悪化を受け、債券等トレーディング損益は8百万円（同36.0%減）となりました。

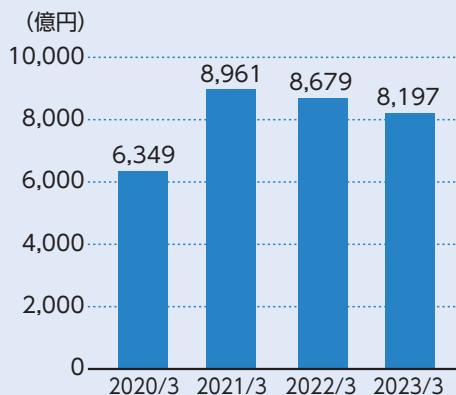
【投資信託部門】

投資信託部門は比較的高いインカムを獲得可能なバランス型ファンドの他、国内株式およびグローバル株式に投資するファンドを中心に販売し、残高の増加に

株式投資信託取扱高



株式投資信託残高



努めました。

具体的には米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド「NWQフレキシブル・インカムファンド」、中長期的な利益成長が期待される日本のオーナー企業に投資する「ジパング・オーナー企業株式ファンド」、割安で好配当が期待される株式に投資する「先進国好配当株式ファンド」などの販売に注力しました。

また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」、モバイルPC等を積極的に活用し、お客様の保有ファンドのフォローやポートフォリオ分析などによるサービスの向上、分かり易い説明による販売促進に努めました。

そうした中、株式投資信託の取扱高は1,586億円（前

期比14.9%減）となり、募集手数料は42億70百万円（同14.4%減）となりました。また、3月末の株式投資信託残高は8,197億円（同5.6%減）となり、株式投資信託の期中平均残高の減少により、信託報酬も58億87百万円（同9.2%減）となりました。

なお、2021年4月からスタートした「第四次株式投信純増3ヵ年計画」は24カ月が経過しましたが、純増額は623億円（達成率51.9%）となりました。

【オンライントレード部門】

オンライントレード部門につきましては、2022年7月19日を効力発生日として、当社通信販売部に係る事業（マルサントレードおよびコールセンターに係る事

信託報酬



商品別受入手数料構成比



業を含む。)に関する権利義務を、会社分割の方法により、岡三証券株式会社に承継いたしました。

[損益状況]

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益149億31百万円（前期比20.0%減）、経常利益8億52百万円（同76.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7億78百万円（同72.5%減）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益149億31百万円（前期比20.0%減）、経常利益8億43百万円（同76.8%減）、当期純利益7億72百万円（同72.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期は、スマートフォン導入等による音声環境の刷新、顧客向けスマホ取引アプリ導入、社内ネットワーク機器更新等のシステム投資に加え、支店に設置した自家発電設備のメンテナンス、上越支店のレイアウト変更等店舗の整備に努め、4億23百万円の投資を行いました。

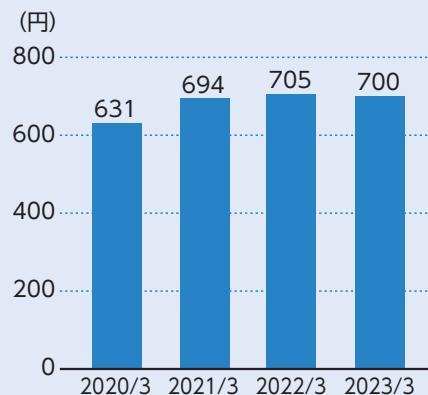
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第100期 (2019.4.1～2020.3.31)	第101期 (2020.4.1～2021.3.31)	第102期 (2021.4.1～2022.3.31)	第103期 (2022.4.1～2023.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 16,493	百万円 19,188	百万円 18,670	百万円 14,931
(うち受入手数料)	(15,925)	(18,646)	(18,115)	(14,660)
経 常 利 益	1,518	4,085	3,647	852
親会社株主に帰属する当期純利益	792	4,156	2,827	778
1株当たり当期純利益	11円92銭	62円50銭	42円51銭	11円86銭
総 資 産	百万円 83,228	百万円 99,385	百万円 90,885	百万円 67,601
純 資 産	42,220	46,401	47,133	46,086
1株当たり純資産額	631円70銭	694円33銭	705円27銭	700円13銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第102期の期首から適用しており、第102期及び第103期（当連結会計年度）に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第100期 (2019.4.1～2020.3.31)	第101期 (2020.4.1～2021.3.31)	第102期 (2021.4.1～2022.3.31)	第103期 (2022.4.1～2023.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 16,493	百万円 19,188	百万円 18,670	百万円 14,931
(うち受入手数料)	(15,925)	(18,646)	(18,115)	(14,660)
経 常 利 益	1,482	4,070	3,630	843
当 期 純 利 益	768	4,144	2,815	772
1株当たり当期純利益	11円55銭	62円32銭	42円34銭	11円77銭
総 資 産	百万円 82,925	百万円 98,728	百万円 90,080	百万円 66,841
純 資 産	41,016	44,919	45,501	44,484
1株当たり純資産額	613円60銭	672円05銭	680円74銭	675円68銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第102期の期首から適用しており、第102期及び第103期（当事業年度）に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、経営理念において「いついかなる場合にもお客様に対して奉仕する心を失うことのないよう誓う」と宣言し、お客様本位の業務運営に努めております。

また当社は、お客様のライフプランや投資目的、知識、経験、リスクに対する考え方などを十分に把握した上で、資産運用のご提案等を通じ、お客様の資産形成に貢献することが、当社の社会的使命であると考えております。

この実現のためには、「売買手数料依存の収益構造から脱し、残高連動報酬をベースにした収益構造を確立すること」が必要であると考え、現在「第四次株式投信純増3ヵ年計画」に取り組んでおります。

さらに、当社が長期間にわたってお客様のパートナーとなるためには、役職員の高度な専門性を確保するための資格習得や職業倫理を保持することが必要であり、研修・勉強会の実施、内部管理態勢の構築など、様々な施策を講じております。

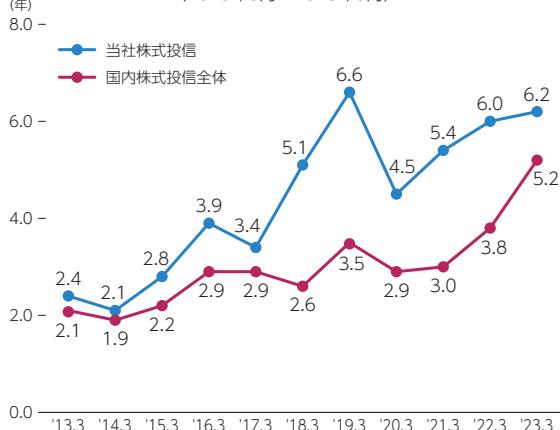
これらの実現状況を確認するための手段として、以下の三つのKPIを数値化・公表するとともに、数値のさらなる向上に努めております。

- ① 「お客様の株式投資信託の平均保有期間」の長期化
- ② 「信託報酬の販売費・一般管理費カバー率」の上昇
- ③ 「資格保有者」の増加

今後は、最終年度を迎える「第四次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、営業基盤をより強固にしていまいります。また、引き続き内部管理態勢および法令遵守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供し、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

①「お客様の株式投資信託の平均保有期間」の長期化

国内株式投資信託全体と当社株式投資信託の平均保有期間推移
(2013年3月～2023年3月)

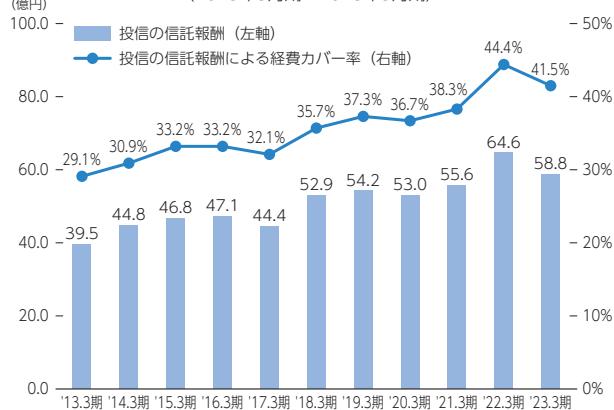


※平均保有期間は、平均残高（前期末残高と今期末残高の平均）を解約・償還額の年度合計で除して算出。

出所）国内株式投資信託全体について投資信託協会

②「信託報酬の販売費・一般管理費カバー率」の上昇

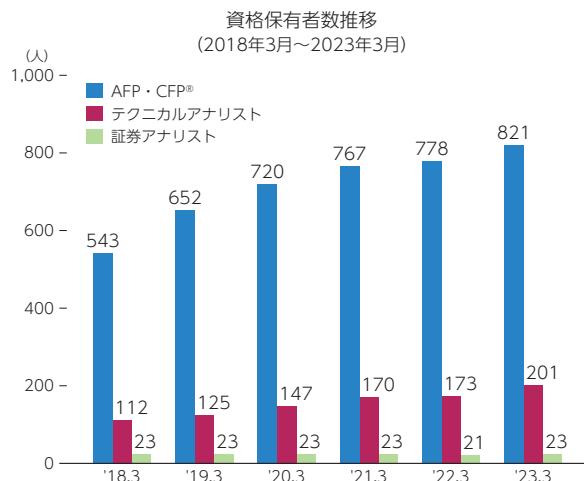
信託報酬と信託報酬による経費カバー率推移
(2013年3月期～2023年3月期)



※信託報酬の販売費・一般管理費カバー率は、信託報酬の年度合計額を販売管理費の年度合計額で除して算出。

※2023年3月期 第2四半期までは、通信販売部（マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。）を除いた対面営業部門。尚、通信販売部は2022年7月に事業譲渡。

③「資格保有者」の増加



※1. テクニカルアナリストは1次レベルから3次レベル保有者の合計（1次レベル：CMTA®、2次レベル：CFTe®、3次レベル：MFTA®）。

※2. 証券アナリストは日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）保有者。

(6) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。

そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。

さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社2社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三ファイナンス株式会社はベンチャーキャピタル業務および営業店舗用不動産賃貸業を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を営んでおります。

(8) 主要な営業所の状況 (2023年3月31日現在)

当 社

① 本 店 東京都千代田区麴町三丁目3番6

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、日本橋、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 営業所 2店

区 分	営 業 所 数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

(注) 子会社の会社名および所在地は、(10)「重要な子会社の状況」に記載しております。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団 (当社グループ) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,098名	8名減	36歳2ヵ月	12年10ヵ月

(注) 1.従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

② 当社 (単体) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,095名	8名減	36歳1ヵ月	12年10ヵ月

(注) 1.従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都千代田区	74 百万円	100.0 %
丸三エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	50	100.0

(注) 1. 上記2社は連結子会社であります。

2. 上記子会社の主要な事業内容は、(7)「主要な事業内容」に記載しております。

3. 当社は2023年6月1日を効力発生日として丸三エンジニアリング株式会社を吸収合併する予定であります。

(11) 主要な借入先および借入金額の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほ銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	900
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
日本証券金融株式会社	短期借入金	100 百万円
	信用取引借入金	209

2. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株
(うち自己株式数 1,875,325株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 70,733名（前期末比 9,629名増）
(うち単元株主数 68,847名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,292,300 株	9.60 %
2 日本生命保険相互会社	5,230,585	7.98
3 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.24
4 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.57
5 株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	971,600	1.48
6 株式会社みずほ銀行	940,000	1.43
7 長尾 愛一郎	902,471	1.38
8 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	798,100	1.22
9 丸三証券従業員持株会	653,090	1.00
10 JP MORGAN CHASE BANK 385765	253,800	0.39

(注) 1.当社は自己株式として1,875,325株を保有しておりますが、上記「主な株主の状況」に記載する大株主から除外しております。
2.持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、東京証券取引所における市場買付により、自己株式を以下のとおり取得いたしました。

- ・2022年4月27日開催の取締役会決議により取得した自己株式

普通株式 1,000,000株

取得金額 503,840,800円

取得期間 2022年4月28日～2022年5月12日

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）

名 称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第19回新株予約権
新株予約権の発行日	2014年7月31日	2015年7月31日	2017年8月3日	2018年8月2日	2020年7月31日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 3名	当社取締役 1名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式数100株)	100個	100個	400個	600個	200個
新株予約権の目的である 株式の種類	当社普通株式				
新株予約権の目的である 株式の数	10,000株	10,000株	40,000株	60,000株	20,000株
新株予約権と引換えに 金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない				
新株予約権行使時の 払込金額	1株当たり840円	1株当たり1,387円	1株当たり971円	1株当たり1,045円	1株当たり465円
新株予約権の 権利行使期間	2016年7月16日～ 2024年7月15日	2017年7月16日～ 2025年7月15日	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月18日～ 2028年7月17日	2022年7月16日～ 2030年7月15日
新株予約権の 主な行使の条件	<p>イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。</p> <p>ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。</p> <p>ハ：新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認めない。</p>				
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。				

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

上記の内、第13回の取締役1名が保有する新株予約権100個、第14回の取締役1名が保有する新株予約権100個および、第17回の取締役3名が保有する新株予約権600個の内取締役1名が保有する新株予約権200個は、いずれも取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 21 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2022年8月3日
交付時の人数	当社従業員 112名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	1,820個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	182,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり510円
新株予約権の権利行使期間	2024年7月16日～2032年7月15日
新株予約権の主な行使の条件	<p>イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。</p> <p>ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。</p> <p>ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p>
新株予約権の取得の条件	<p>新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当等
菊地 稔	取締役社長（代表取締役）	
服部 誠	専務取締役（代表取締役）	営業本部長・エクイティ本部長、 営業企画部長・投資相談部長
今里 栄作	取締役（社外取締役）	
角田 明義	取締役（社外取締役）	
建壁 徳明	取締役（執行役員）	内部管理統括責任者、監理本部長
植原 恵子	取締役（社外取締役）	
正田 郁夫	取締役（社外取締役）	取締役会議長、指名委員会委員長、 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長
山崎 昇	常勤監査役	
清水 昭男	常勤監査役（社外監査役）	
根岸 和弘	常勤監査役（社外監査役）	
小久保 恒哉	監査役	

- (注) 1. 取締役 今里栄作氏、角田明義氏、植原恵子氏および正田郁夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 2. 常勤監査役 清水昭男氏および根岸和弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 常勤監査役 山崎昇氏は2004年6月から2019年6月まで15年間当社財務部長を勤め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏名	地位	担当	退任日	理由
藤井 滋	常勤監査役 (社外監査役)		2022年6月22日	任期満了による退任
太田 泰司	常勤監査役 (社外監査役)		2022年6月22日	任期満了による退任

- (注) なお、太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動日
角田明義	取締役（社外取締役）	取締役（社外取締役） 取締役会議長、 指名委員会委員長、 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長	2022年6月22日
正田郁夫	取締役（社外取締役） 取締役会議長、 指名委員会委員長、 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長	取締役（社外取締役）	2022年6月22日

(4) 取締役および監査役の兼職状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役（社外取締役）	今里栄作	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	社外監査役
取締役（執行役員）	建壁徳明	丸三エンジニアリング株式会社	取締役
取締役（社外取締役）	植原恵子	東北電力株式会社	社外取締役
常勤監査役	山崎昇	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役（社外監査役）	清水昭男	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役（社外監査役）	根岸和弘	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役

(注) なお、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズおよび東北電力株式会社と当社との間には、開示すべき関係はございません。丸三ファイナンス株式会社、丸三エンジニアリング株式会社は1. (10)に記載の子会社であります。

(5) 執行役員の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当等
柏原 延行	常務執行役員	投資顧問部担当、投資信託部長 チーフ・グローバル・ストラテジスト
武田 浩	常務執行役員	システム企画部長
山崎 弘義	執行役員	大阪支店長、営業二部長
齋藤 哲也	執行役員	労務担当、人事部長・人材開発部長
片野 健児	執行役員	法人本部長、債券部長
建壁 徳明	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
戸谷 清隆	執行役員	財務部長・証券管理部長
松井 豊	執行役員	引受本部長、引受部長・企業部長
牧野 郁雄	執行役員	総務部長
北山 信次	執行役員	調査部長
吉岡 一哉	執行役員	企画部長
青木 真嗣	執行役員	名古屋支店長、営業二部長
木村 淳一	執行役員	投資顧問部長

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）および会社に生じる一定の費用（事実関係調査のための費用、公告費用等）を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、保険期間中に新たに選任された役員等および既に退任している役員等、並びに役員等が死亡した場合にはその相続人等も含まれます。

また、保険料は、約10%を被保険者が負担しており、残りの約90%を当社が負担しております。

(注) 当事業年度中において、被保険者にその他会社法上の重要な使用人はおりませんでした。

(8) 任意の委員会の設置

当社は任意の委員会として「指名委員会」、「取締役報酬委員会」および「執行役員報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」は取締役会の諮問に基づき代表取締役の選解任やその判断基準等について審議し答申する機関、「取締役報酬委員会」は取締役会の委任に基づき取締役の月例報酬（固定報酬）と業務執行取締役の賞与を決定するとともに、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等について審議し答申する機関、「執行役員報酬委員会」は執行役員の報酬について取締役会の委任に基づき協議し決定する機関として活動し、取締役会の意思決定の透明性を高めております。

なお、2023年3月31日現在の各委員会の委員は下記のとおりです。

委員会名	地位	氏名
指名委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	今里 栄作、角田 明義、植原 恵子
取締役報酬委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	今里 栄作、角田 明義、植原 恵子
執行役員報酬委員会	委員長	正田 郁夫
	委員	菊地 稔、服部 誠

(9) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数 (名)	報酬等の種類別の総額（単位：百万円）			報酬等の総額 (単位：百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7 (4)	118 (41)	—	0 (—)	118 (41)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	32 (19)	—	—	32 (19)
合計 (うち社外役員)	13 (8)	150 (60)	—	0 (—)	150 (60)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与17百万円は含まれておりません。
 2. 取締役の固定報酬には、医療コンサルタント費用及び当該課税相当額11百万円が含まれております。
 3. 業績連動報酬には、業務執行取締役に支給する賞与の引当額を記載していますが、当期は当該賞与引当金を計上せず、業務執行取締役への賞与は不支給といたしました。
 4. 非金銭報酬に記載の金額は、ストックオプションによる報酬として費用処理した額です。
 5. 監査役の報酬等の額には、2022年6月22日付けで退任した監査役藤井滋、監査役太田泰司の両氏の報酬（2022年4月1日～2022年6月22日に係る金額）が含まれております。

② 業績連動報酬に係る事項

当社は、業績連動報酬として業務執行取締役に対して賞与を支給しております。賞与の総額は、「経常利益」および「当期純利益」を指標としつつ、総合的に判断しております。当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性および透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切と判断したためです。賞与の個別支給額は、原則、役位に応じて支給しております。

なお、賞与に係る指標の実績は、1. (4)「財産および損益の状況」に記載のとおりです。当事業年度（第103期）に係る賞与は、①の（注）3. に記載のとおり、取締役報酬委員会の審議により不支給と決定いたしました。

③ 非金銭報酬に係る事項

当社は、非金銭報酬として業務執行取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。当該ストックオプションの内容およびその付与状況は、3. (1)「当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の定めに関する事項

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬の総額について年額2億円以内、監査役報酬の総額について年額400万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は4名です。

また、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、2022年6月22日開催の第102期定時株主総会において、社外取締役を除く第102期に在任していた取締役3名に対し、取締役賞与総額200万円を上限に支給する旨のご承認をいただいております。これは、前事業年度（第102期）に係る報酬として第102期事業報告にて既にご報告した金額です。

同じく取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、次のとおりストックオプションとして新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。なお、新株予約権は発行後2年間で費用処理しており、①「当事業年度に係る報酬等の総額」にその費用を記載したのは、ハ. の新株予約権です。

イ. 2017年6月22日開催の第97期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第98期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）1900万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

ロ. 2018年6月20日開催の第98期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役2名に対し、第99期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）1500万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

ハ、2020年6月22日開催の第100期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第101期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限200個（その目的である株式は、当社普通株式20,000株）3百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会に諮問し、その回答内容を尊重して、2021年2月15日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。取締役の報酬は、固定報酬と、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬であるストックオプションで構成され、個人別の固定報酬、賞与の総額および個別支給額・支給時期については、取締役会の委任を受けた、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から離れた立場で業務執行を監督するという観点から、固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、企業価値の維持・向上や人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえたうえで、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役位ごとに基準を定め、職務遂行の対価として在任中に毎月支給しております。ただし、社外取締役の固定報酬については、期待される役割を適切に遂行できるよう、職務価値に見合った報酬水準としております。

賞与は、業績に対する貢献に報いるため、年一回、株主総会の承認を得て、株主総会終了後の一定の時期に支給しております。ただし、社外取締役に対して賞与は支給しておりません。

ストックオプションは、株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上への動機が高まることを期待し、年一回、取締役の就任・昇格時に、役位に応じて算出して、株主総会の承認を得て付与しております。ただし、社外取締役に対しては、ストックオプションは付与しておりません。

取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との観点から固定報酬を基本としつつ、単年度業績の向上や企業価値向上へのインセンティブが有効に機能するよう、固定報酬と業績連動報酬等のバランスを考慮しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定しております。取締役報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具

体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について多角的な観点から審議を行ったうえで報酬等の内容を決定しております。前記方針の決議後に決定された個人別の報酬等につきましては、取締役報酬委員会で決定された算定方法および報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

2021年2月15日開催の取締役会の決議により、取締役報酬委員会を構成する社外取締役に、取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。当事業年度におきましては、(8)「任意の委員会の設置」に記載のとおり社外取締役 正田郁夫、同 今里栄作、同 角田明義、同 植原恵子の4氏に委任しております。委任する権限の内容は、業務執行取締役の個人別の固定報酬、社外取締役の個人別の固定報酬、業務執行取締役の賞与の総額および個別支給額・支給時期です。これらの権限を委任した理由は、取締役会の意思決定の透明性や取締役の個人別報酬の透明性を確保するためです。なお、社外取締役の固定報酬は、経営陣からの独立性が確保されていないと監督機能を実効的に果たせないおそれがあるため、代表取締役と協議のうえ、取締役報酬委員会で決定することとしております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬委員会は社外取締役のみで構成し、委任を受けた事項について、取締役報酬委員会から取締役会へ報告することとしております。

(10) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	今里 栄作	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員および取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の指名委員会1回中1回、取締役報酬委員会6回中5回に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	角田 明義	当期開催の取締役会16回の内15回に出席し、2022年6月22日まで取締役会議長を務めるとともに、主に証券業における豊富な経験・実績・見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、同日まで指名委員会、取締役報酬委員会および執行役員報酬委員会の委員長を勤め、その後は指名委員会委員、取締役報酬委員会委員として、当期開催の指名委員会1回、取締役報酬委員会6回、執行役員報酬委員会1回の全てに出席しております。さらに同日まで当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員を勤め、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した助言等をいただきました。
取締役	植原 恵子	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の指名委員会1回中1回、取締役報酬委員会6回中5回に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	正田 郁夫	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、2022年6月22日より取締役会議長に就任し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任していましたが、同日には指名委員会委員長、取締役報酬委員会委員長、執行役員報酬委員会委員長に就任し、当期開催の指名委員会1回、取締役報酬委員会6回、執行役員報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。さらに、同日より当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員に就任し独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した助言等をいただきました。
監査役	清水 昭男	監査役就任後の当期開催の取締役会12回の全てに出席し、同じく監査役会10回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、当社子会社2社の監査役に兼任しております。
監査役	根岸 和弘	監査役就任後の当期開催の取締役会12回の全てに出席し、同じく監査役会10回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、当社子会社2社の監査役に兼任しております。

(11) 取締役会の実効性評価

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、2022年10月に取締役・監査役に対し、アンケートを実施し、その結果について取締役会で認識を共有した上で取締役会全体の分析・評価を行なっています。

現状の取締役会の規模・構成、審議時間や議案の選定等のプロセスや運営状況、社外取締役へのサポート状況などについて確認した結果、当社取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しました。また、経営戦略・資源配分等に関する審議の更なる増加を図り、取締役会や経営会議を活用し、議論をより一層活発化させる必要があるとの認識も共有しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等の額 (非監査業務の内容：顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務)	2
合計	40
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査時間と監査報酬の推移を確認し、当期の報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査計画との整合性について検証した結果、報酬額は適切に算定されたものと判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号ニ)

- ① 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。
- ⑤ 当社の社外取締役、社外窓口に通報できる内部通報制度を設け、公益通報者保護法及び「内部通報に関する規程」に基づく運用と通報者の保護を図るとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑥ 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力

及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

- ⑦ 当社は、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号ロ)

- ① 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。
- ② 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部にお

いてリスク管理を行い、内部管理統括責任者に管理状況を報告する。

- ③ 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。
- ④ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
- ⑤ 自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続リスクについては、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ⑦ 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）

- ① 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採

用し、業務執行の責任の明確化を図る。

- ② 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
- ③ 当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役および執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。
- ④ 当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）

- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）

- a) 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
- b) 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- c) 取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。

② 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）

当社は、前項① a)、②の報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

当社は、監査役職務の執行について必要な費用等を支払う。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）

- ① 代表取締役は、全役員職員の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部は、監査役との緊密な連携を図り、監査役職務遂行を補助する体制の確保に努める。

(注) 1.2023年4月17日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を改正しております。上記内容は当該改正後の方針であります。

2.監査報告において相当性を表明する当該内容は、改正前の方針であります。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- 役職員に対して各階層職位に応じたコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- 内部監査部は対象部署の内部監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役、監査役へ報告しました。
- 社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的に業務連絡会を実施しました。
- 役職員からの内部通報制度である「提言コーナー」を設けており、届いた通報には適切に対応しました。
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象全部署が自己点検を実施しました。
- 新規の口座開設等に際し、反社会的勢力を排除するための審査を実施しました。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、法令諸規則、社内規程に基づき管理保存しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 監理本部長は、各部門からリスク管理に関する定期的な報告を受け、リスク管理の推進とリスク管理状況のチェックに努めました。
- 市場リスクの管理状況は、財務部が内部管理統括責任者に報告しました。

- 情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。
- 事業の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき体制の整備に努めました。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図り、業務の執行状況を報告する執行役員会と重要な案件を審議する経営会議を毎月開催して、情報の共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。
- 指名委員会規程、取締役報酬委員会規程、執行役員報酬委員会規程に基づき、任意の指名委員会、取締役報酬委員会、執行役員報酬委員会を開催しました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社2社の業務の執行状況は、子会社担当部門が適切に管理しております。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 子会社2社は、毎月、当社の子会社担当部門に毎月の営業成績等を報告し、四半期毎に当社執行役員会で決算報告を行いました。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置しておりません。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期は該当者はありませんが、前号の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得るものとしております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席しました。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期は該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利益な取扱いを行いません。

(11) 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役等の職務執行に必要な費用を支払いました。

(12) その他当社の監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表取締役は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の

皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2020年6月22日開催の第100期定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といたします。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2020年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下のとおりです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情につ

いての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社

の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載のとおり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2020年6月22日に開催された当社第100期定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

以上

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2023年3月31日)	前連結 会計年度 (2022年3月31日)	増減額
●資産の部			
流動資産	51,880	74,671	△ 22,790
現金・預金	30,978	25,873	5,105
預託金	10,602	27,122	△ 16,520
顧客分別金信託	10,582	27,102	△ 16,520
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	627	667	△ 39
商品有価証券等	627	667	△ 39
デリバティブ取引	0	0	△ 0
信用取引資産	5,507	16,018	△ 10,510
信用取引貸付金	5,265	15,526	△ 10,260
信用取引借証券担保金	242	492	△ 249
立替金	4	42	△ 37
募集等払込金	2,316	3,094	△ 778
未収収益	1,352	1,592	△ 240
その他の有価証券	49	49	—
その他の流動資産	442	211	230
貸倒引当金	—	△ 0	0
固定資産	15,721	16,213	△ 492
有形固定資産	2,660	2,931	△ 271
建物	870	811	59
器具備品	488	744	△ 255
土地	1,299	1,375	△ 76
建設仮勘定	1	—	1
無形固定資産	304	149	155
ソフトウェア	297	142	155
電話加入権	7	7	△ 0
投資その他の資産	12,756	13,132	△ 376
投資有価証券	10,935	11,307	△ 372
長期貸付金	1	2	△ 1
長期差入保証金	720	739	△ 19
長期前払費用	24	42	△ 17
退職給付に係る資産	966	931	34
その他	108	108	—
貸倒引当金	—	△ 0	0
資産合計	67,601	90,885	△ 23,283

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2023年3月31日)	前連結 会計年度 (2022年3月31日)	増減額
●負債の部			
流動負債	17,591	39,725	△ 22,133
約定見返勘定	4	1	2
信用取引負債	596	2,905	△ 2,309
信用取引借入金	209	1,266	△ 1,057
信用取引貸証券受入金	387	1,639	△ 1,252
有価証券担保借入金	49	141	△ 92
有価証券貸借取引受入金	49	141	△ 92
預り金	11,099	22,584	△ 11,484
受入保証金	1,371	9,512	△ 8,141
短期借入金	2,750	2,750	—
未払法人税等	42	110	△ 67
賞与引当金	824	883	△ 59
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他の流動負債	853	815	38
固定負債	3,757	3,861	△ 103
繰延税金負債	2,790	2,846	△ 56
退職給付に係る負債	854	888	△ 34
長期未払金	14	20	△ 6
その他の固定負債	99	104	△ 5
引当金	165	165	—
金融商品取引責任準備金	165	165	—
負債合計	21,515	43,751	△ 22,236
●純資産の部			
株主資本	39,605	40,388	△ 782
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	331	△ 0
利益剰余金	30,245	30,526	△ 281
自己株式	△ 970	△ 469	△ 500
その他の包括利益累計額	6,269	6,524	△ 255
その他有価証券評価差額金	6,040	6,253	△ 213
退職給付に係る調整累計額	228	270	△ 41
新株予約権	211	220	△ 8
純資産合計	46,086	47,133	△ 1,046
負債・純資産合計	67,601	90,885	△ 23,283

株主の皆様へ

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	増減率 (%)
営業収益	14,931	18,670	△ 20.0
受入手数料	14,660	18,115	△ 19.1
トレーディング損益	56	70	△ 19.5
金融収益	214	484	△ 55.6
金融費用	59	67	△ 12.3
純営業収益	14,872	18,602	△ 20.1
販売費・一般管理費	14,492	15,382	△ 5.8
取引関係費	1,273	1,442	△ 11.7
人件費	8,692	9,034	△ 3.8
不動産関係費	1,459	1,470	△ 0.8
事務費	1,741	2,093	△ 16.8
減価償却費	518	493	5.1
租税公課	205	238	△ 13.7
その他	601	609	△ 1.4
営業利益	379	3,219	△ 88.2
営業外収益	480	430	11.6
営業外費用	7	1	312.5
経常利益	852	3,647	△ 76.6
特別利益	314	392	△ 19.7
投資有価証券売却益	229	370	△ 38.1
受取補償金	37	—	—
固定資産売却益	27	0	18,317.5
自己新株予約権消却益	20	21	△ 2.2
特別損失	38	46	△ 17.7
減損損失	27	6	327.3
固定資産除売却損	5	39	△ 86.3
投資有価証券売却損	3	—	—
有価証券評価減	1	—	—
税金等調整前当期純利益	1,128	3,993	△ 71.7
法人税、住民税及び事業税	301	1,043	△ 71.1
法人税等調整額	49	122	△ 59.9
当期純利益	778	2,827	△ 72.5
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	778	2,827	△ 72.5

連結株主資本等変動計算書

■当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	30,526	△ 469	40,388	6,253	270	6,524	220	47,133
会計方針の変更による 累積的影響額										
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	30,526	△ 469	40,388	6,253	270	6,524	220	47,133
当期変動額										
剰余金の配当			△ 1,059		△ 1,059					△ 1,059
親会社株主に帰属する 当期純利益			778		778					778
自己株式の取得				△ 504	△ 504					△ 504
自己株式の処分		△ 0		3	2					2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 213	△ 41	△ 255	△ 8	△ 263
当期変動額合計	—	△ 0	△ 281	△ 500	△ 782	△ 213	△ 41	△ 255	△ 8	△ 1,046
当期末残高	10,000	331	30,245	△ 970	39,605	6,040	228	6,269	211	46,086

■前連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	29,757	△ 475	39,614	6,445	118	6,564	222	46,401
会計方針の変更による 累積的影響額			2		2					2
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	29,760	△ 475	39,616	6,445	118	6,564	222	46,403
当期変動額										
剰余金の配当			△ 2,061		△ 2,061					△ 2,061
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,827		2,827					2,827
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		0		5	5					5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 191	151	△ 39	△ 1	△ 41
当期変動額合計	—	0	765	5	771	△ 191	151	△ 39	△ 1	730
当期末残高	10,000	331	30,526	△ 469	40,388	6,253	270	6,524	220	47,133

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 丸三ファイナンス株式会社

丸三エンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応すること、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

② 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に取り次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

営業収益

受入手数料	14,660百万円
委託手数料	4,349
株式委託手数料	4,244
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	102
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,271
投資信託の募集手数料	4,270
その他の受入手数料	5,937
投資信託の信託報酬	5,887
トレーディング損益	56
金融収益	214
営業収益合計	14,931

(注) 1. 収益の分解情報は連結損益計算書の収益を基礎としております。

2. トレーディング損益及び金融収益は、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,289百万円
その他の未収収益	300
	1,589
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,163
その他の未収収益	185
	1,348
(2) 残存履行義務に配分した取引価格	
当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。	

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	342百万円
(2) その他の情報	

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断について、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上しています。

この判断は課税所得の発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際の課税所得は当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在において当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、繰延税金資産の取崩または追加計上により、利益が変動する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	2,989百万円
固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。	
(2) その他の情報	

当社グループは、減損損失の計上要否判断を将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行っております。

この判断は将来キャッシュ・フローの発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際のキャッシュ・フローは当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在におい

て当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、減損損失の計上により、利益が変動する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	合計 (百万円)
短期借入金	2,750	467	3,256	3,724
金融機関借入金	2,650	467	3,256	3,724
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	209	—	—	—
合計	2,959	467	3,256	3,724

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券677百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社借入金の担保として153百万円、取引所の会員信託金の代用として10百万円、取引参加者保証金の代用として22百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への当初証拠金の代用として236百万円、清算基金の代用として117百万円を差し入れております。

2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 信用取引貸証券 | 434百万円 |
| (2) 信用取引借入金の本担保証券 | 210百万円 |
| (3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 48百万円 |
- (注) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 信用取引貸付金の本担保証券 | 5,169百万円 |
| (2) 信用取引借証券 | 247百万円 |
| (3) 受入保証金代用有価証券(※) | 7,404百万円 |
- (※) 再担保に供する旨の同意を得たものに限ります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額

3,695百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2. 当連結会計年度末の自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	880,864	1,000,659	6,198	1,875,325

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2022年4月27日の取締役会決議による自己株式の取得 1,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加 659株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使に対する割り当てによる減少 6,000株
単元未満株式の売渡請求による減少 198株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	731	11.0	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	327	5.0	2022年9月30日	2022年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	458	7.0	2023年 3月31日	2023年 6月23日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,055,500株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内(市場リスク枠)に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次

表の「その他有価証券」には含めておりません((注2)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、顧客分別金信託、信用取引貸付金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)商品有価証券等 売買目的有価証券	627	627	—
(2)投資有価証券 その他有価証券	10,561	10,561	—
資産計	11,189	11,189	—
デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 商品有価証券等及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ①商品有価証券等において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△4百万円であります。
- ②その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は298百万円であり、売却益の合計額は229百万円、売却損の合計額は3百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価(※)	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,419	10,140	8,721
	小 計	1,419	10,140	8,721
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	552	421	△ 131
	小 計	552	421	△ 131
	合 計	1,971	10,561	8,589

※ 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

通貨関連 (単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の種類	契約額等		時 価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建					
	アメリカドル	16	—	△ 0	△ 0	
	オーストラリアドル	1	—	△ 0	△ 0	
	メキシコペソ	0	—	△ 0	△ 0	
	買建					
	アメリカドル	16	—	0	0	
	オーストラリアドル	1	—	0	0	
	メキシコペソ	0	—	0	0	
	合 計		38	—	0	0

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等（非上場株式）及び投資事業組合出資金については次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)	368
②投資事業組合出資金 (※2)	54
合 計	422

(※1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
売買目的有価証券				
国債	132	—	—	132
地方債等	—	39	—	39
社債	—	455	—	455
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,561	—	—	10,561
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
資産合計	10,694	495	—	11,189

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①商品有価証券等及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

債券については、市場価格情報（公社店頭売買参考統計値等）をもって時価としており、国債はレベル1の時価に分類し、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場価額に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	700円13銭
1株当たり当期純利益	11円86銭

【その他の注記】

事業分離に関する事項

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

岡三証券株式会社

②分離した事業の内容

当社の通信販売部に係る事業（マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。）

③事業分離を行った主な理由

当社は、2017年6月に「お客様本位の業務運営への取組方針」を新たに定め、三つのKPI（お客様の株式投信の平均保有期間、信託報酬の対面販管費カバー率、資格保有者数）の向上を目指しながら、対面営業において取組んでおります。今般承継する事業は、インターネット取引専用口座である「マルサントレード」と、コールセンター経由

でのお取引であり、非対面での取引形態になります。マルサントレードは、対面営業以外の様々な取引手段をお客様に提供すべく1997年に事業を開始して以来、約25年にわたり株式や投資信託などのインターネット取引サービスをお客様に提供してまいりました。今般の事業承継は、今後の事業環境を踏まえた当社事業ポートフォリオを再考する中で、マルサントレード等のお客様の利便性を最大限考慮しつつ、当社の経営資源を主力の対面営業により集中させ、お客様本位の業務運営を更に強化することが当社の企業価値向上に資すると判断致しました。

④事業分離日

2022年7月19日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社とし、岡三証券株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割（簡易吸収分割）であります。

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

移転損益は認識しておりません。

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	9,639百万円
固定資産	—
資産合計	9,639
流動負債	14,263
固定負債	—
負債合計	14,263

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っております。また、移転した事業に係る資産と負債の差額を現金で決済しております。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

純営業収益	252百万円
営業利益	△ 88

共通支配下の取引等に関する事項

当社は、2023年2月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である丸三エンジニアリング株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で本合併に係る合併契約書を締結致しました。

(1) 取引の概要

①結合当時企業の名称及び当該事業の内容

企業の名称：丸三エンジニアリング株式会社

事業の内容：当社のコンピュータ利用に関する技術支援

②企業結合日

2023年6月1日（予定）

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、丸三エンジニアリング株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

丸三証券株式会社

（本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容及び決算期に変更はありません。）

⑤その他取引の概要に関する事項

丸三エンジニアリング株式会社は、当社向けコンピュータ利用に関する技術支援を行ってまいりましたが、経営資源を統合し、組織運営体制の効率化・最適化を図るため、本合併を行うことと致しました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額(百万円)
東京都練馬区 神奈川県横浜市港北区	営業店舗	建物	1
		器具備品	1
		その他	1
		小 計	3
奈良県奈良市	遊休資産	土 地	22
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	0
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
合 計			27

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又は路線価等による時価を適用しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 山崎 昇 ㊟

常勤監査役 清水 昭男 ㊟

常勤監査役 根岸 和弘 ㊟

監査役 小久保 恒哉 ㊟

(注) 常勤監査役清水昭男及び常勤監査役根岸和弘は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

2023年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2023年3月31日)	前事業年度 (2022年3月31日)	増減額
●資産の部			
流動資産	51,823	74,615	△ 22,792
現金・預金	30,968	25,863	5,105
預託金	10,602	27,122	△ 16,520
顧客分別金信託	10,582	27,102	△ 16,520
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	627	667	△ 39
商品有価証券等	627	667	△ 39
デリバティブ取引	0	0	△ 0
信用取引資産	5,507	16,018	△ 10,510
信用取引貸付金	5,265	15,526	△ 10,260
信用取引借証券担保金	242	492	△ 249
立替金	4	42	△ 37
募集等払込金	2,316	3,094	△ 778
未収収益	1,352	1,592	△ 240
その他の流動資産	443	214	229
貸倒引当金	—	△ 0	0
固定資産	15,017	15,464	△ 446
有形固定資産	1,577	1,860	△ 282
建物	634	585	48
器具備品	488	744	△ 255
土地	453	530	△ 76
建設仮勘定	1	—	1
無形固定資産	304	149	155
ソフトウェア	297	142	155
電話加入権	7	7	△ 0
投資その他の資産	13,135	13,454	△ 319
投資有価証券	10,867	11,249	△ 382
関係会社株式	636	636	—
出資金	9	9	—
長期貸付金	1	2	△ 1
長期差入保証金	820	840	△ 19
長期前払費用	23	42	△ 18
前払年金費用	677	574	103
その他	99	99	—
貸倒引当金	—	△ 0	0
資産合計	66,841	90,080	△ 23,238

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2023年3月31日)	前事業年度 (2022年3月31日)	増減額
●負債の部			
流動負債	18,767	40,913	△ 22,145
約定見返勘定	4	1	2
信用取引負債	596	2,905	△ 2,309
信用取引借入金	209	1,266	△ 1,057
信用取引貸証券受入金	387	1,639	△ 1,252
有価証券担保借入金	49	141	△ 92
有価証券貸借取引受入金	49	141	△ 92
預り金	11,099	22,583	△ 11,484
受入保証金	1,371	9,512	△ 8,141
短期借入金	3,933	3,953	△ 20
未払金	584	528	55
未払費用	260	266	△ 5
未払法人税等	41	106	△ 64
賞与引当金	824	883	△ 59
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他の流動負債	2	9	△ 7
固定負債	3,423	3,500	△ 76
繰延税金負債	2,459	2,496	△ 37
退職給付引当金	881	910	△ 28
長期未払金	—	6	△ 6
その他の固定負債	82	86	△ 3
引当金	165	165	—
金融商品取引責任準備金	165	165	—
負債合計	22,356	44,578	△ 22,221
●純資産の部			
株主資本	38,276	39,065	△ 788
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	331	△ 0
その他資本剰余金	331	331	△ 0
利益剰余金	28,916	29,203	△ 286
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	26,416	26,703	△ 286
固定資産圧縮積立金	139	159	△ 20
別途積立金	19,485	19,485	—
繰越利益剰余金	6,791	7,057	△ 266
自己株式	△ 970	△ 469	△ 500
評価・換算差額等	5,995	6,215	△ 219
その他有価証券評価差額金	5,995	6,215	△ 219
新株予約権	211	220	△ 8
純資産合計	44,484	45,501	△ 1,016
負債・純資産合計	66,841	90,080	△ 23,238

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	増減率 (%)
営業収益	14,931	18,670	△ 20.0
受入手数料	14,660	18,115	△ 19.1
トレーディング損益	56	70	△ 19.5
金融収益	214	484	△ 55.6
金融費用	66	74	△ 11.0
純営業収益	14,865	18,595	△ 20.1
販売費・一般管理費	14,524	15,423	△ 5.8
取引関係費	1,254	1,425	△ 12.0
人件費	8,657	8,999	△ 3.8
不動産関係費	1,551	1,566	△ 1.0
事務費	1,778	2,130	△ 16.6
減価償却費	496	471	5.4
租税公課	193	225	△ 14.5
その他	594	605	△ 1.7
営業利益	340	3,171	△ 89.3
営業外収益	510	461	10.7
営業外費用	7	1	312.5
経常利益	843	3,630	△ 76.8
特別利益	314	392	△ 19.7
投資有価証券売却益	229	370	△ 38.1
受取補償金	37	—	—
固定資産売却益	27	0	18,317.5
自己新株予約権消却益	20	21	△ 2.2
特別損失	36	46	△ 19.9
減損損失	27	6	327.3
固定資産除売却損	4	39	△ 88.9
投資有価証券売却損	3	—	—
有価証券評価減	1	—	—
税引前当期純利益	1,120	3,976	△ 71.8
法人税、住民税及び事業税	297	1,035	△ 71.3
法人税等調整額	50	124	△ 59.6
当期純利益	772	2,815	△ 72.6

株主資本等変動計算書

■当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本											評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計							
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金								
当期首残高	10,000	331	331	2,500	159	19,485	7,057	29,203	△ 469	39,065	6,215	6,215	220	45,501	
会計方針の変更による 累積的影響額															
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	331	2,500	159	19,485	7,057	29,203	△ 469	39,065	6,215	6,215	220	45,501	
当期変動額															
剰余金の配当							△ 1,059	△ 1,059		△ 1,059				△ 1,059	
当期純利益							772	772		772				772	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 20		20	-		-				-	
自己株式の取得									△ 504	△ 504				△ 504	
自己株式の処分		△ 0	△ 0						3	2				2	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											△ 219	△ 219	△ 8	△ 228	
当期変動額合計	- △ 0	△ 0	△ 0	- △ 20	- △ 266	△ 286	△ 500	△ 788	△ 219	△ 219	△ 8	△ 1,016			
当期末残高	10,000	331	331	2,500	139	19,485	6,791	28,916	△ 970	38,276	5,995	5,995	211	44,484	

■前事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本											評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計							
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金								
当期首残高	10,000	331	331	2,500	187	19,485	6,273	28,446	△ 475	38,303	6,393	6,393	222	44,919	
会計方針の変更による 累積的影響額							2	2		2				2	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	331	2,500	187	19,485	6,275	28,449	△ 475	38,305	6,393	6,393	222	44,921	
当期変動額															
剰余金の配当							△ 2,061	△ 2,061		△ 2,061				△ 2,061	
当期純利益							2,815	2,815		2,815				2,815	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 27		27	-		-				-	
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0	
自己株式の処分		0	0						5	5				5	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											△ 177	△ 177	△ 1	△ 179	
当期変動額合計	-	0	0	- △ 27	-	781	754	5	759	△ 177	△ 177	△ 1	580		
当期末残高	10,000	331	331	2,500	159	19,485	7,057	29,203	△ 469	39,065	6,215	6,215	220	45,501	

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(b) その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(3) 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に取次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額は、連結計算書類においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一方、計算書類において当該未処理額は、上記「3. (2) 退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結計算書類における方法と異なっております。

(4) 約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

【会計方針の変更に関する注記】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【収益認識に関する注記】

当該項目の内容については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産	342百万円
固定資産の減損	1,905百万円

固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。

なお、当該項目の内容については、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	合計 (百万円)
短期借入金	2,750	385	3,256	3,641
金融機関借入金	2,650	385	3,256	3,641
証券金融会社借入金	100	-	-	-
信用取引借入金	209	-	-	-
合計	2,959	385	3,256	3,641

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券677百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社借入金の担保として153百万円、取引所の会員信託金の代用として10百万円、取引参加者保証金の代用として22百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への当初証拠金の代用として236百万円、清算基金の代用として117百万円を差し入れております。

2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1) 信用取引貸証券	434百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	210百万円
(3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	48百万円

(注) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	5,169百万円
(2) 信用取引借証券	247百万円
(3) 受入保証金代用有価証券（※）	7,404百万円

（※）再担保に供する旨の同意を得たものに限りです。

4. 有形固定資産の減価償却累計額

2,639百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	135百万円
短期金銭債務	1,183百万円
長期金銭債務	2百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業費用	144百万円
営業取引以外の取引高	80百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	880,864	1,000,659	6,198	1,875,325

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2022年4月27日の取締役会決議による自己株式の取得 1,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加 659株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使に対する割り当てによる減少 6,000株
単元未満株式の売渡請求による減少 198株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	252百万円
未払費用	68
未払事業税	8
有価証券評価減	379
退職給付引当金	269
固定資産評価減	151
金融商品取引責任準備金	50
その他	118
繰延税金資産小計	1,299
評価性引当額	△ 957
繰延税金資産合計	342
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,532
固定資産圧縮積立金	61
前払年金費用	207
繰延税金負債合計	2,801
繰延税金資産との相殺	△ 342
繰延税金負債の純額	2,459
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.51
住民税均等割	2.55
評価性引当額の増減	△ 6.80
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.74
その他	△ 0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.05

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸三ファイナンス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の支払	2,259 6	短期借入金	1,103

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して決定しております。担保は差入れておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	675円68銭
1株当たり当期純利益	11円77銭

〔その他の注記〕

共通支配下の取引等に関する事項

当該項目の内容については、連結注記表の「その他の注記」に記載した内容と同一であります。

事業分離に関する事項

当該項目の内容については、連結注記表の「その他の注記」に記載した内容と同一であります。

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額(百万円)
東京都練馬区 神奈川県横浜市港北区	営業店舗	建物	1
		器具備品	1
		その他	1
		小 計	3
奈良県奈良市	遊休資産	土 地	22
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	0
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
合 計			27

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したのものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又は路線価等による時価を適用しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上が第103期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,128	3,993
減価償却費	518	493
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	△ 0
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 103	△ 55
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 28	5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 59	△ 122
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 20	△ 10
減損損失	27	6
投資有価証券評価損益 (△は益)	1	△ 0
固定資産除売却損益 (△は益)	△ 21	39
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 226	△ 370
受取利息及び受取配当金	△ 603	△ 841
支払利息	59	67
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	16,520	4,599
立替金及び預り金の増減額	△ 3,736	△ 5,916
トレーディング商品の増減額	42	△ 48
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△ 488	1,082
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	△ 92	141
受入保証金の増減額 (△は減少)	△ 2,476	△ 1,331
募集等払込金の増減額 (△は増加)	778	528
その他	△ 215	△ 682
小計	11,005	1,579
利息及び配当金の受取額	609	830
利息の支払額	△ 59	△ 68
法人税等の支払額	△ 561	△ 2,712
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,994	△ 371
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	—	△ 519
投資有価証券の売却による収入	298	395
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 354	△ 767
有形固定資産の売却による収入	80	0
事業分離による支出	△ 4,624	—
その他	△ 3	△ 19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,603	△ 911
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 1	△ 0
自己株式の取得による支出	△ 504	△ 0
自己株式の売却による収入	1	4
配当金の支払額	△ 1,057	△ 2,054
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,561	△ 2,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	276	513
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,105	△ 2,819
現金及び現金同等物の期首残高	25,873	28,693
現金及び現金同等物の期末残高	30,978	25,873

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月中旬頃に発送いたします。

株主総会お土産廃止のご案内

株主総会にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 電話0120-232-711（通話料無料）
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う
公告掲載URL <https://www.marusan-sec.co.jp/>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になれます。
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

